

## 5 人にやさしいまちづくりの方針

- 「安全で快適な建築物の整備」「安全で快適な屋外空間づくり」の両面から、人にやさしいまちづくりを進めます。
- 福祉施策との連携により、体制整備にも努めます。

全国的に少子高齢化が急速に進行するなかで、高齢者や障害者等の自立意識の高まりとともに、住み慣れた地域で、健康で豊かさを実感できる暮らしを送ることや、安心して子どもを生み育てられる環境が重要となっています。

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、国では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー法）」を、東京都では「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（通称建築物バリアフリー条例）」や「東京都福祉のまちづくり条例」を定めています。

本市では、「西東京市人にやさしいまちづくり条例」（平成19年12月制定）に基づき、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、大人も子どもも、すべての市民が安心して快適な日常を営み、社会的自立や社会参加を容易にし、ひとしく社会、経済、文化その他さまざまな分野の活動に参加できる地域社会を実現していきます。

### ① 安全で快適な建築物の整備

市役所庁舎においては、だれもが安心して利用できる庁舎を目指して、ユニバーサルデザインの整備を継続して行うとともに、敷地内の緑化や建築物の維持管理を通じて、快適性の向上を図ります。図書館・公民館、文化・スポーツ施設等においても、だれもが利用しやすい公共施設となるよう、バリアフリー化や改良等の対策を検討していきます。

また、市民の日常生活に欠かせない店舗や生活利便施設などにおいては、店舗の出入口等の段差を解消するなど、だれもが気軽に利用できる整備を促進していきます。

日常的に市民が利用している民間施設においても、高齢者や障害者、子どもや乳幼児連れの保護者などの外出の支援の取組みを広げていきます。

さらに、生活の中心となる住まいにおいては、段差の解消や手すりの設置など、高齢者や障害者が安心して暮らせる住宅の改善を支援することによって、高齢者や障害者の自立と介護者の負担軽減をまちづくりの側面から支援します。

### ② 安全で快適な屋外空間づくり

すべての人々が気軽に外出したくなるように、そして安全で快適に活動できるように、商店街や駅周辺（駅舎・駅前広場・周辺市街地）、道路、公園などにおいて、段差の解消、電線類地中化などのバリアフリー化を進めるとともに、休憩スペースやベンチなどの設置が進むように、民間事業者や施設、管理者等の協力を得ていきます。

### ③ 福祉施策との連携による体制整備

福祉に関する意識向上を図り、みんなで高齢者や障害者などを支えていく社会を築くために、人にやさしいまちづくりの必要性・重要性の普及・啓発に努めます。特に大規模災害発生時の避難・救援を想定した日ごろからの見守り活動や公共交通の利用等を想定した外出支援など、福祉施策と連携した活動や支援を広げていきます。

#### 【市民・事業者のみなさんへ】

- ・行政は「人にやさしいまちづくりの方針」に示した基本的な方向性に沿って、屋外空間と公共施設のバリアフリー化に努めます。
- ・市民・事業者のみなさんには、バリアフリー化を含む、人にやさしい建物の新築・建替えや開発などにより、可能な限りこの方針に示したまちづくりへの協力をお願いします。

